

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和4年3月10日（木）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（なみき16・17）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和4年3月10日（木）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 審議案件
教委第56号議案 横浜市立図書館規則の一部改正について
教委第57号議案 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について
教委第58号議案 横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について
教委第59号議案 教職員の人事について
教委第60号議案 教職員の人事について
- 4 報告案件
教委報第5号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会します。

初めに、会議録の承認を行います。2月4日の会議録の署名者は、森委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、2月21日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 2/22 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託
予算第一・予算第二特別委員会（運営方法等協議）
- 2/28 予算第一特別委員会（局別審査）

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、2月22日に本会議4日目が開催され、予算関連質疑、予算特別委員会の設置・付託が行われました。

また、本会議終了後、予算第一・予算第二特別委員会が開催され、運営方法等の協議が行われました。

2月28日には、予算第一特別委員会局別審査が行われ、教育委員会関係の予算案の審査が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会臨時会から本日までの報告はございません。

次に、報告事項として、この後所管課から「新型コロナウイルス感染症への対応について」報告をさせていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等がございますか。

中上委員

その他で恐縮なのですが、先般、市長がウクライナの関係で、重要な港で令和2年に姉妹都市連携55周年を迎えたオデッサ市の市長とオンラインで会談しましたが、ウクライナからの避難民受け入れに向けて、横浜市営住宅を確か79戸確保されるというような情報がありまして、学校もいきなり日本語が分からない生徒が来る可能性があるわけです。

質問ですが、ウクライナとロシアにつながるお子さんたちで現在、把握されている人数があれば教えてほしいのと、まだ先ですが、子供たちの言葉がロシア語やウクライナ語が多いと思うのですが、その辺りの対応とか、今までも今後も、日本語支援拠点や学校などでもいろいろ御苦労があるかと思えますけれども、その辺は国際局だとか今後、建築局との調整とかもあるのかもしませんが、何か現状分かっていることがあったら少し教えていただきたいのですが。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川です。御質問にお答えします。

まず、ウクライナの国籍、あるいはウクライナにつながる子供たちが現在、横浜市立学校にどのくらいかということなのですが、40名ほどの子供たちが横浜市立学校に在籍をしているところです。ロシアの子供たちにつきましては、それより多く100人以上在籍しているところです。

それから、ウクライナの方が来日されて日本の学校に通うということになったときの対応ですが、基本的には日本語指導が必要な子供であるならば、その子供の日常使っている言語、例えばそれがウクライナ語なのかロシア語なのか、あるいは英語が話せるのか話せないのかということも踏まえて、現在、横浜市で行っている日本語支援拠点施設ひまわりや、あと各学校の国際教室、あるいは日本語講師の派遣や母語支援ボランティアによる支援、横浜市でたくさんの国の子供たちに対して支援している内容を、その子供たちにも適用したいと考えています。

現在、まだ具体的なことが分かっていませんので、具体的なことが見えてまいりましたら、具体的な準備をしていきたいと考えています。以上です。

中上委員

ありがとうございます。まだ国のほうの方針も、まずは難民というよりも日本にウクライナの親戚や身寄りのある方から始まると思うのですが、その辺で今おっしゃった、ひまわりというのもなかなか限定されていますし、学校で親戚の人がボランティアで入ってもらえば、子供たちも学校も助かると思います。いろいろこれから国際局等と調整があるかと思いますがよろしくお願いします。以上です。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。

大塚委員

中上委員に続けてなのですが、現状で、ウクライナやロシア関連に関係する子供たちがテレビをつけると、様々な情報があふれていて大きな不安感を持っていると思います。各学校とも全力でそういった子供たちが安心できるように、取組をしていただいていると思います。それについていろいろ御相談等がありましたら、教育委員会のほうでも手厚い支援をお願いしたいと思います。要望です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

ほかにも特になければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」所管課から御報告します。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田です。私からは、新型コロナウイルス感染症への対応について御報告をします。

お手元の資料、「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」です、1月中旬以降、市中の感染拡大に伴い、市立学校関係者においても感染者数が急増し、直近の2週間は下の表やグラフを見ていただければお分かりのとおり、高止まりの状況となっています。

今般、まん延防止等重点措置の適用期間が3月21日まで延長されましたが、引き続き、市立学校ではガイドライン及び通知等に基づいて、感染予防のための取組を徹底してまいりたいと思っています。

なお、令和4年3月8日現在、市立小・中学校での学級閉鎖、これは一般学級ですけれども、45学級となっています。私からは以上です。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川です。私からは、資料2ページの「2 まん延防止等重点措置の延長に伴う市立学校の教育活動について」御説明します。

神奈川県の実施方針及び神奈川県教育委員会からの通知等を踏まえて、市立学校における教育活動について、主に次の内容を周知しています。

「(1)感染拡大防止措置の徹底」ですが、学校では「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」及び次の感染拡大防止措置の徹底を図りながら、教育活動を継続しています。

まず、健康観察の徹底としまして、日頃の健康観察を注意深く行い、のどの違和感程度の僅かな体調の変化であっても、登校・出勤を控え、医療機関を受診。それから、微熱があった場合は、熱が下がったとしても、登校・出勤せず、医療機関を受診。必要に応じて有症状時は抗原検査キット、無症状時は無料PCR検査の活用を検討。それから家族全員の感染予防策の徹底やリスクの高い行動の回避。

次に、手洗い、マスクの正しい着用、それから相互の距離の確保、狭い空間での活動・会議等の回避。特に、だいぶ春になってまいりましたが、冬季であることを踏まえた換気といった基本的な感染予防対策の徹底。それから学校教育活動は原則として学級単位で行うとともにマスクの着用の徹底です。

「(2)感染リスクの高い活動の一時的停止」です。マスクを着用する等の感染症対策を講じて、なお感染リスクの高い活動は重点措置期間において引き続き実施を見合わせます。

また、体育、保健体育の授業においては、原則マスクを着用しても実施できるような活動内容を工夫し取り組んでいるところです。ただし、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策、これは屋内外を問わず密集を避けて他者と十分な距離、おおむね2メートル以上を保つ、声を出さない、屋内では特に換気を徹底するなどを講じた上で、マスクを外すなどの対応をしています。なお、指導者のマスク着用は徹底しているところです。

「(3)部活動」です。神奈川県教育委員会からの要請を受け、まん延防止等重点措置期間中は、原則として校内における活動のみとしています。原則としてマスクを着用して活動することとしますが、先ほども申し上げたとおり、天候や気温を考慮し、健康被害が発生する恐れのある場合には、感染症対策を講じた上でマスクを外すなどして、次のとおり実施可能としています。活動日数は週4日以内、土日祝日を含む。土日の活動はいずれか1日。それから活動時間は平日2時間以内、土日祝日は3時間以内。まん延防止等重点措置期間は次の活動は見合わせます。朝練習、それから他校との練習試合、合同練習及び遠征や泊を伴う練習、身体的接触を伴う活動や、近距離で大きな声を発するような活動、激しい呼

気を伴う活動等、感染リスクの高い活動。3ページを御覧ください。また、その部活動に所属する児童生徒・担当する教職員及び部活動指導員等の関係者一人でも陽性者が発生した場合、当該部の活動を3日間程度控えることを原則としています。

「(4)卒業式(小・中学校)」です。卒業式につきましては、昨日、横浜市立中学校の卒業式が行われましたが、学校・会場の規模や実情に合わせ、保護者が適切な距離を保ちながら参列したり、別の教室で式典のライブ配信を視聴したりするなど、各学校で柔軟に対応し、感染拡大防止の対策を徹底した上で実施しているところです。小学校につきましてはまた今後、実施されます。

下にありますけれども、対応のポイントとしまして、予行などの事前練習を少なくする。それから式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。それから感染予防の徹底として、適切な距離を保ち座席を設定する。事前の健康観察を徹底し、風邪症状がある者は参加しない。歌唱などをできる限り少なくする。大きな声を出さないようにする。式場内で大きな声で行ういわゆる「呼びかけ」の実施を見合わせる。保護者等の出席者のマスク着用、手洗い・手指消毒や検温、健康観察や陽性者が発生した場合に学校に連絡することをお願いするなどを徹底する。

「(5)学校開放」ですが、これは部活動に準じて行っているところです。私からは以上です。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ありますか。

木村委員

説明ありがとうございます。

卒業式等々が行われているのですが、その中で子供たちから、あるいは保護者、教職員からこういった意見がありましたとか、感想の言葉がありましたら。何か特徴的なところがあればぜひ教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

石川学校教育
企画部長

ありがとうございます。昨日卒業式を行ったある中学校のことがテレビ・新聞等で報道もされているのですが、子供たちは卒業式を節目として、もちろん今までコロナ禍で制限されたことがたくさんあったと思うのですが、そのことはそのこととして、これから先の未来について、「自分たちの未来をこれから作っていくのだ」というような力強いコメントがありました。

あとは、今の中学校3年生の子供たちは一斉臨時休業を経験していますので、「一斉臨時休業の時に友達に会えなかったことがとても悲しかったけれども、今日はみんなに祝ってもらって卒業式ができて良かった。」「学校の良さや友達の良さを再認識した。」というようなコメントもありました。

木村委員

ありがとうございました。そういった節目、節目をどうみんなで作り上げていくかということが大事だと思います。ちらっとテレビなどで見ると、ネガティブな質問をする、ネガティブな質問でネガティブな答えを待っているところがありますけれども、そうではなくて自分の言葉で発している本市の子供たちのことも聞いていますので、なかなか今のコロナ禍でどう考えていくかということ、それぞれ主体的に芽生え始めたのかなと思っています。ありがとうございました。

森委員

今の木村委員の話も受けて、私も実際、昨日、卒業式に参列しました。今の報告にもありましたとおり、来賓などはPTAの皆さんのみで、こじんまりと、で

もすごく温かい会でした。生徒の言葉が非常に印象に残っておりまして、3分の2がコロナ禍で、想像していた中学校生活とはまるで違うものではあったけれども、いろいろできないという制約をできないのままにするということではなくて、その中でどういったことをできるのだろうかということ個人であったり、学級単位であったり、学年単位であったりですごく議論を重ねて考えた経験をしたという、そういったお話でした。

それで、いろいろと工夫したものの、これではないのではないかと生徒自身が悩んで、でも、そういうときに基本に立ち返って、みんなが笑顔になれば良い、それに向けてどうしたら良いのかということの、その基本に立ち戻れたという話もありましたので、そういった言葉はすごく大事な言葉で、学校生活の中であったり、学ぶ環境でそういった基本に立ち返って考えるということ、生徒の言葉からもすごく学ぶことだなと思いました。

同時に、そうしたできない環境でもどうやったらできるかと考えることというのはエネルギーの要ることでありまして、生徒自身がそういうふうな発想も浮かぶ元気もないときもいっぱいあると思うのです。こういうときだからこそ安心して不安を話せる場を学校の中であったり、学校の外でしっかり確保しないと、できない中でもできるを考えなさいと言ってもそれはできないので、安心して話せる場の確保がなお一層これから大事ななこと、お話を聞きながら思いました。

式として、先ほど節目というお話もありましたけれども、こうやって3年間を振り返って、そうすることで次に進むことができる、生徒にとっても保護者にとっても関係者にとっても大事な時間だったと思いました。

でも、こういった環境下で学校に通わない、学校に通っていなかった児童にとっては参列できない時間だったかもしれないですし、濃厚接触若しくは児童が感染していた場合、行きたくても行けなかった子供たちもいた時間だったなということも考えさせられました。なので、その子供たちが参加できなかった、だから卒業証書を渡すだけではなくて各学校で工夫されていると思うのですが、その子その子一人ひとりが参列できなかった子供たちが一番嬉しい形で振り返り、次に進む力を得られるようなことを各学校でぜひ工夫をお願いしたいというふうにも思いました。コメントです。

鯉渕教育長

ほかにありますか。

四王天委員

コロナ禍の影響を受けていろいろな制約を受けたことは多々あるかと思うのですが、逆にコロナ禍の影響を受けたことで得たものというものは何か教育上、ありますでしょうか。

少し抽象的な質問で大変申し訳ないのですが、こういうところが逆に良くなった、連帯が深まったとか、例えばそういうこととか。御感想で結構ですのでありますでしょうか。

石川学校教育
企画部長

ありがとうございます。

全ての学校で検証したわけではありませんけれども、一つは学校でオンラインに関する一人一台端末を活用した様々なものが進んだということは成果だとは思いますが。その中で対面であることが大事なことで、それからこれはオンラインでできること、というようなことについて、子供も教職員も考える機会にはなっただと思います。

その上で、もちろん苦勞もたくさんあったと思うのですが、今、委員のお話に

もありましたけれども、これはできるとか、これはこのように行ったほうが良いというような、工夫にはつなげることができたのかなというようには思っています。

卒業式のことに関してだけ言えば、卒業式は教育活動ですので、そこでここまでのコロナ禍の2年間で振り返って、どのようなことを子供たちが考えたかというようなこと、それは教職員も含めてどのようなことを考えたかと振り返ることができて、ある意味、今までの日常ではなかったものを経験したことで、どのようなことがこれからの生活に生かしていけるのかということは、これから検証するところだというようには思います。以上です。

四王天委員

どうもありがとうございます。抽象的な質問で申し訳なかったのですが、日々いろいろな制約がある中で後ろ向きになりがちなの雰囲気の中で、何かこの状況でも緊張感を持って日々を生きるということにちょっとなってきたのかなと思います。もっと1日1日を大切にすることができてきたのではないかなという、ちょっと私自身の気持ちがありまして、質問させていただきました。ありがとうございました。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

大塚委員

御報告ありがとうございます。現在、少し数字が下がってきているのかなと思いますが、高止まりというところの現状で、各学校の職員の皆さま方が、り患されたりとか濃厚接触者になられたりということで、1日の中での教職員の欠席が非常に多くなって、なかなか学校が回らないという大変な状況がおありだと聞いています。

そんな中で聞こえてくるのが、助け合いと言いますか、教職員のパワーのすごさ、限られた出勤できた教員が自主的に「じゃあ自分は何年生のところへ」とか「自分はこの授業とこの授業を」という形で組織として動きが取れているというお話も伺って、ただただ頭が下がるばかりです。

そんな中で、また教職員が少ない部分での学級閉鎖にならざるを得ない状況、そういうような場面になったときにも管理職の判断もありますし、校医等との連携も当然ですが、最終的には教育委員会で御判断いただいて学級又は学年という形を取っていただいているということはとても心強いなど、私はそのように感じています。感想です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がなければ、次に議事日程に従い、審議案件及び報告案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。

教委第57号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第58号議案「横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」、教委第59号議案及び教委第60号議案「教職員の人事について」、教委報第5号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第57号議案から教委第60号議案及び教委報第5号は、非公開とします。

議事日程に従い、教委第 56 号議案「横浜市立図書館規則の一部改正について」、所管課から御説明します。

下澤中央図書館長

おはようございます。中央図書館長の下澤です。

教委第 56 号議案「横浜市立図書館規則の一部改正について」審議をお願い申し上げます。

図書館の業務はこの図書館規則の定めを根拠として実施していますが、このたび一部を改正したいので提案させていただくものです。改正内容につきましては企画運営課長から御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

水野中央図書館企画運営課長

企画運営課長の水野です。よろしくお願いいたします。

それではお手元の資料、教委第 56 号議案と書かれているものとその裏面に「提案理由」があります。「視覚障害者等をはじめとする障害者等の図書館利用に対する支援及び図書館取次サービスを規則に位置付けるため、並びに開館時間、休館日、登録手続、貸出冊数、貸出期間及び団体貸出しについて利便性を向上させるため、横浜市立図書館規則の一部を改正したいので提案する」というものです。

その次、3 ページにお付けしましたものは、公布の資料です。別にホチキス留めをされています、右上に「教育委員会資料」と書かれている説明資料を御覧ください。

まず規則の一部改正「1 趣旨」についてです。令和元年に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が施行されました。地方公共団体は、公立図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、それらの書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講じることが求められています。

横浜市立図書館では、現在、障害者支援事業として、対面朗読や録音図書、点字資料の貸出し、図書館資料の配送貸出しを行っています。

また、身近で便利な図書館サービスの充実のため、図書館以外の場所で予約した本の貸出しや返納ができる図書取次サービスを実施しています。

このたび、視覚障害者等をはじめ障害者等の図書館利用に対する支援を、また、身近で便利な図書館サービスの充実を更に推進すべく、図書取次サービスについても横浜市立図書館規則に位置付けるため、規定を追加するものです。

併せて、図書館利便性向上等のため、開館時間、休館日、登録手続等に関する規定の一部を改正します。

「2 改正の概要」について御覧ください。

「(1)すでに実施しているサービス等を規則に新規で規定」ですが、すでにもう実施しているものについて、今回、規則に規定します。「ア 障害者等に対する支援」としまして、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を収集・製作。視覚障害者等に対するそれらの書籍等を貸出や図書館資料の対面朗読の実施、障害による来館困難者へ配送で図書館資料を貸し出します。また、「イ 図書取次サービス」としては、館外で図書館資料の貸出し及び返納を行うことができるとします。

次に「(2)既存の規定の改正」としましては、「ア 開館時間」、「イ 休館日」、こちらは記載のとおりです。そして「ウ 登録手続」ですが、市内居住者が郵送により図書館カードの交付申請が行えるようにすること。また、「エ 貸出冊数」、現在 6 冊ですが、この上限を 10 冊に拡充ということ、ただし、予約冊

数は6冊に据置きます。また、「オ 貸出期間」は貸出日翌日起算2週間を年末年始などの休みも考慮しまして14開館日に拡充します。次のページに続きます。

「カ 団体貸出し」それから、「キ 文言の整理等」といったことです。

「3 規則等に係る意見公募」についてです。こちら、規則改正をするに当たって広く市民の方々へ御意見を募りました。「(1) 意見掲出期間」は令和4年1月7日から令和4年2月8日まで。これは図書館のホームページ、市立図書館全18館、移動図書館や図書取次サービス拠点、それから市庁舎市民情報センター、各区役所広報相談係などで閲覧・配布を行いました。

その結果、「(2) 提出の意見数」ですが、18件の御意見を頂きました。

実施結果として、規則の何条に当たるか、こちらを「ア 項目別意見数」にまとめています。主なものとしましては、「12条 貸出しの制限及び貸出しの期間」、これは貸出冊数を6冊から10冊を上限とすること、貸出期間や延長について、これまでの2週間から、貸出日の翌日から起算して14営業日としたこと、こういったことについて5件の御意見を頂きました。また、「21条 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等」、4件の御意見を頂きました。それから、上のところに示していますが、「全体 意見公募の手続について」3件の御意見がありました。

各御意見について一つひとつ検討した結果、2件について改正の際に反映し、16件を今後の検討の参考としてまいります。

次の3ページ以降、最後のページまでですが、御意見ごとの要約と意見に対する対応方針や考え方を一覧にしています。こちら公表する予定です。

主なところを御紹介します。整理番号6番から10番。こちらは先ほどの「12条 貸出しの制限及び貸出しの期間」についてで、貸出冊数と同様、予約も増やしてほしいというもの。反対に、市民の共有財産である図書館資料を市民の方々が公平に利用できるよう、一部のヘビーユーザーに合わせることをしないよう、6冊のままがよいといった御意見もありました。整理番号13番から16番。こちらは6ページからになりますけれども、「21条障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等」についてでありまして、改正案で「障害者、視覚障害者等」というふうにしているのですが、そこについては二重定義であり、「障害者」にまとめるべきといった御意見がありました。規則で「障害者等」としていますのは障害者基本法での「障害者」と読書バリアフリー法の「視覚障害者等」の両方を含ませているためという御説明をしています。

同じく21条関連の整理番号15、16。こちらは7ページにありますが、当初、改正案に「支援」としていた箇所について、条文のつながりからおかしいといった御意見がありました。当局で精査した結果、御意見を踏まえまして「利用」という文言に修正しました。

意見公募全体に関わるものとしては、今回の意見公募の仕方について、視覚障害者へももっと配慮してしかるべきといった御意見がありました。これは3ページ目の整理番号1、2、3のところにあります。今後の取組の参考とします。

2ページ目にお戻りいただきまして、「(3) 意見公募結果の公示」、令和4年3月25日、また施行は4月1日を予定しています。

以上、よろしく申し上げます。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ありますか。

森委員

御報告ありがとうございます。

今回の改正については非常に大事なことだと思っています。図書館というのは

生涯にわたって学び続ける場としてもですし、自宅や職場、学校以外のサードプレイスとしての役割としても非常に大きな役割を果たしていると思っています。特に障害者の皆さんにとってはその場がすごく大事でして、早い段階で学び続ける選択肢というのが少なくなってしまう、就労に切り替えざるを得ないという状況があるからこそ、学び続けられる図書館があるということがすごく大事だという観点と、卒業後、自宅と福祉若しくは自宅と医療の、そういった場以外の場の選択肢がすごく少ないということからも、図書館というのは障害者にとってのすごく大事な場だと思っています。

でも現状としては、様々な今の課題があるとは思ってしまして、一つは物理的なアクセスの問題と、二つ目としては心理的なアクセスの問題と、三つ目はそもそも参加という、もうちょっとプラスの側面ですけれども、その面。その三つの観点から課題があると思っています。前者の二つというのはマイナスをゼロにしていく観点ですけれども、最後の観点というのはどちらかというとゼロからプラスにしていく観点だと思っていますが、今回の中では物理的なアクセスにおいては、御意見にもありますけれども、移動できないだったり、そういうところへの施策の充実が更に必要だと思いますし、加えて心理的なアクセス、そこに接したいと思えるか、利用したいと思えるようなそういった施策の充実だったりというのがすごく大事だと思います。

参加できるというところにおきましては、もっとこういう場になったら良いのではないかという御意見は今回出ている以外にも本当はたくさんあると思うのです。今回パブリックコメントはこれぐらいの意見を皆さんから頂きましたけれども、実際に改正した後も積極的に意見を聞いて、どのようなことをしたら良いかということを取り入れていただけると、結果的に御高齢の皆さんだったり子供たちだったり、いろいろな方にとってのアクセスしやすい図書館になると思いますので、ぜひそういった場を継続的に設けていただければと思います。

そうした一方、意見公募の整理番号2番のところの、意見を記載する方法としてマイクロソフトのワードを用いた理由について問われる場面がありますが、書いていらっしゃるように、実際スマートフォンでも確かにワードの入力はできますが、今言ったような参加の心理的なアクセスというところにおいては、こういったちょっとしたことが妨げになったりしますので、より意見を出しやすい工夫のようなことというのは、こういったところからも変えられると思いますので、ぜひ引き続き御検討をよろしくお願いします。

下澤中央図書館長

御質問ありがとうございます。

公募の参加しやすい方法につきましては引き続き配慮してまいります。

従前から対面朗読サービスなどは行っていますが、現在コロナ禍なのでオンライン対面朗読サービスですとか、テキストデイジー図書ですとか、そういう新しい障害者支援のやり方を研究して行い、令和4年度は更に拡充していく予定です。

鯉淵教育長

ほかに。

中上委員

森委員の発言とちょっと重なる部分もあるのですが、このパブリックコメントは別として図書館への期待というかニーズが非常にあると思います。

最初にこの改正案については賛成ですので、そういう立場で話します。

違う話として、図書館に対するニーズが非常に高いというのは、私も昔、広報広聴を担当していましたので、いろいろ要望がありました。しかも最近もずっと

同じですよね。特に他都市から来た方の他都市との比較だとか、非常にマンモス都市の横浜市の中で限られた予算の中で、教育の予算も大変ですけども図書館も、それに応えていくというのは非常に大変だなと思いますし、その中でも今回の改正のような、これまでいろいろな改善・改革をしていただいているので、ありがたいと思っているのですが、聞きたいのは量と質があるのですが、ほかの公共施設と同じで、長寿命化を図ったとしてもどうしても耐用年数が来たら館の更新の話が予算的には大きいですよ。

そして、蔵書が少ないことも。今回、改善されていますので、それについても非常に改善したのかなと思うのですが。

他都市や何パーセントとか細かい数字は別として、今いる市民の方から、今、頭の中に浮かぶ中でニーズが一番多いのはハードとソフトで例えばどのようなニーズが高いのか。

それと、教育振興計画等もありますけれども、今後の課題と言いますか、それは皆さんの力だけでは予算の裏付けがないとできないのですが、何か課題のようなものがあればちょっと教えていただきたいと思います。

下澤中央図書館長

ありがとうございます。ニーズにつきましては市民eアンケートなどですと、図書の数ですね、蔵書の充実ということが多いと思います。横浜市全体で400万冊を超える大変大規模な数ですが、市民一人当たりになりますと他都市と比べて少し少ないとかそういう状況があります。

あと、課題として考えていますのは、中上委員のおっしゃるように老朽化・狭あい化だと思っています。18館ありますが、一番新しい館でも二十数年は経っていますし、40年以上経っている館も5館あります。港北図書館は築60年、これは旧港北区役所を使っているのでも60年なのですが、そういう老朽化・狭あい化がありまして、本をいっぱい買って増やしたいところではありますけれども、段々スペースも少なくなってくるかですね。お客さまサービスのための空調ですとか、そういうアメニティー・ユーティリティーのところなどが課題だと思っています。ただし横浜市財政ビジョン等でストックマネジメントの兼ね合いもありますので、本市全体の政策と調整しながら整備も進めたいと考えているところです。

中上委員

関連で質問なのですが、今の全体のニーズなり課題はよく分かるところなのですが、高齢化の時代で図書館に自分の余生の時間を過ごしたい、今日行く所がないので図書館に行くとか、そういうニーズも正直言ってあると思うのです。私もそれはよく分かるのですが、私の気持ちとしては教育委員会もそうですけれども、いろいろな所でボランティアが非常に欲しいわけですね。学校ボランティアにしても、社会貢献なり地域貢献なりほかの分野でもそうですけれども、ボランティアが欲しいので、なるべく図書館で時間を潰すのではなくて、もちろん図書館で過ごす時間も大事だと思うのですが、現場でボランティアの人材が不足していますので、そういう社会貢献・地域貢献に役立つような蔵書をいっぱい置いてほしいというか。

あと、少子化の対策としては、子供が活字離れしてしまって、今みんなスマートフォンを使っているのでも、蔵書の活字の良さを認識することにも図書館は非常に貢献されているところだと思うのですが、また、少子化で、よく子供にお祝いをするとき、お祝いのお金は別として絵本を贈りたいなと思うときに、私が知らないだけかもしれないけれど、どういう本が良いよというような推薦のサービスがあったらちょっと教えてほしいです。高齢化と少子化の今の一つの課題かな

と思います。

下澤中央図書館長

ありがとうございます。蔵書の充実は努めてまいります。

あと、先ほど申しましたところの図書館の整備、数に加えまして、身近な図書館を整備するという事で図書取次拠点、1月には日吉取次所もオープンしました。それから移動図書館を2台目増ということで令和4年度から稼働する予定です。

それから電子書籍の充実ということで、昨年令和3年3月が3,000コンテンツ、今年度令和3年度が2,000コンテンツ、令和4年度予算では7,000コンテンツというふうに充実してまいります。

中上委員のおっしゃったいろいろな図書の充実ですけれども、特に絵本等はレファレンスで司書に聞いていただければ推薦しますし、いろいろな図書の福袋ですとか、児童用のブックサービスとか展示もしていますので、そういうものも御利用いただきたいと思っています。

あと、サードプレイス的にも図書館をぜひ御利用いただきたいというような気持ちで考えています。

我々もなるべく図書館に予算を付けていただけるように、また市長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

中上委員

ありがとうございます。

鯉渕教育長

ほかに。

大塚委員

御報告ありがとうございます。図書館の設立の理念の中に人権尊重が挙げられていて、そのとおりでなと思います。今回の意見公募の一つ目の御意見についての回答の中にも、誰もが読書できる環境づくりに努めますというような形で御回答されていらっしゃいます。

それとちょっと相對して、12番の辺りの図書取次サービス。そこら辺が誰もが使える読書環境ということ考えたときに、こちらの12番の回答のほうには、「一部の地区センターにおいて、図書取次サービスを実施しているところですよ」と書いていますが、18区の中で何区ぐらいが地区センターを活用できているのかなと考えますと、まだまだ必要ではないかなと思います。

回答の中では「図書取次サービス拠点の設置予定はありませんが」と書かれているのですが、ぜひ地区センターを活用していけないかという御意見もあるのですが、私も従前からずっとこれは必要ではないかなと考えておりました。ですから、また継続して図書の地区センター等の活用というところで読書環境がいろいろな方の身近になっていくように、御支援いただきたいなと思っています。

もう1点は予約冊数なのですが、実際10冊の貸出しが可能となりましたが、予約冊数のほうは6冊という形になっていて、10冊の貸出しにするのは大変だったのではちょっとと思っています。その理由もきちんとこちらの回答のほうに書かれておりました。納得できる回答だなとは思いますが、蔵書の少なさが一番の大きな原因ではないかなと思います。それから、予約数が10冊でそれが図書館にどんどん来たときのスペースとかいろいろ考えたときに御苦労もたくさんおありだと思うのですが、資料費というのでしょうか、蔵書を増やすその資料費がまだまだ横浜市は他都市と比べてどうなのかな。少しずつ上がっているとは思いますが、横浜市教育委員会のほうとしても、先ほど中上委員もお

っしやいましたけれども、人口に対して誰もが使える読書環境というところを前面に押し出して、ぜひ資料費のほうを上げていただけるよう、またこちらのほうも続けて発信していきたいなど、そんなふうに感じました。意見です。

下澤中央図書館長

ありがとうございます。

最初に、図書費・資料費の充実は令和4年度予算で増加させていただきました。委員の皆様のおかげです。

それから、御質問にありました図書取次所ですが、今年1月に日吉の駅前の取次所をつくりましたので、それで現時点では計画がないという表現にしていますが、いろいろ区からの要望を踏まえてそれは検討してまいります。

それから、地区センターは、区で申しますと現在、青葉区の地区センター5か所と港南区1か所の2区で実施しています。地区センターは区役所の施設でもありますので、そちらの御希望もあったりするのと、財政面ということだけではありませんで、スペースとかそういう面のいろいろな関係がありますので、いろいろこれからも研究・検討してまいります。

鯉渕教育長

ほかにありますか。

四王天委員

今回公募でこれだけ18件の御意見が寄せられたということ、これは非常にこういうことに対して関心が高いなと感じられます。

今回、この1か月間でこれだけ集まったということは、普段、ユーザーの声を聞くという機会、そういうのは何かシステムとしてあるのでしょうか。

下澤中央図書館長

ありがとうございます。

横浜市の広聴システム等からもありますし、直接18図書館に御要望が毎日のように寄せられますので、そちらについては共有したり改善できるものはすぐ改善してやっています。

四王天委員

今回の公募に対する回答なのですが、これのお答え方法はどのようになっていますか。

水野中央図書館企画運営課長

回答につきましては、こちらの一覧表をそのままホームページなどに掲載しまして、方針・考え方などをお示しする予定です。

四王天委員

分かりました。こういう意見を言っただけで改善しているのだというのか、参考にしてサービス向上につなげているのだということ、ホームページを利用する人は良いのですけれども、普段、図書館を利用している人たちもそれは知ってもらいたいと思います。あるスーパーの例なのですが、お客さまからの要望があつて、それに対してお店側はこのようにお答えしますよと、こういう商品の品揃えをしますよとか、それをスーパーの壁に貼ってあるんですね。そういう方法だと「私たちもこういう意見を言っても良いんだ」、「こういうことを聞いて良いんだ」、「それでもっと私たちが利便性が高まるのであればもっと意見を出そう」と。それがサービスの向上につながっていくわけなのですが、こういったものをホームページだけではなくて、図書館にもきちんと貼り出すようなこともあっても良いのではないかと思います。

そうすると普段ホームページとかを利用していない人たちも、「こういうこと

を言って良いんだな」、「きちんと真剣にそれに取り組んでくれるんだな」ということが分かって、より良い図書館サービスができるのではないかなど、ちょっとそんなふうに思いましたので、よろしく検討してみていただけたらなと思います。

下澤中央図書館長

館内掲示についても前向きに検討してまいります。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。特になければ教委第56号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で、公開案件の審議が終了しました。事務局から報告をお願いします。

大塚総務課長

3月7日に1団体から、教科書採択地区の再分割を求める請願書が提出されました。この請願書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくをお願いします。

次に、次回以降の会議の日程ですが、次回の教育委員会臨時会は3月22日火曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、4月7日木曜日の午前10時から開催する予定です。報告は以上です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は3月22日火曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、4月7日木曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第57号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第58号議案「横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」

(原案のとおり承認)

教委第59号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第60号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委報第5号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」
(報告のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時10分]